

## 火山噴火緊急観測部会の廃止、及び 火山機動観測実証研究事業との連携について

噴火の予兆が把握された場合や噴火が発生した際に、専門家の派遣や、緊急観測の実施等を検討するため、平成29年10月より、次世代火山研究・人材育成総合プロジェクト（以下、「火山プロジェクト」という。）総合協議会に「火山噴火緊急観測部会」が設置されている。これまで同部会において検討・実施してきた緊急観測により得られた情報・観測成果は、気象庁等の関係機関にも共有されて火山活動評価や防災対策に活用されており、火山噴火に対する減災・防災に貢献するという同部会の当初の目的は一定程度果たすことができている。

ただし、その実施手段は火山プロジェクト予算の中から年間3回程度の緊急観測の旅費を研究者に支弁するというものであり、火山プロジェクトを目指す「『観測・予測・対策』の一体的な火山研究」を進展させるために必要な分野間連携を強化するには、より効率的・効果的な緊急観測実施体制の構築が課題となっている。

一方、令和3年度から火山機動観測実証研究事業が実施されている。同事業は、噴火発生や前兆現象発現などの緊急時等に、人員や観測機器を当該火山に集中させた迅速かつ効率的な機動観測を実現するため、防災科学技術研究所を中心とした戦略的な研究企画と一元的な資機材の調達・管理等を通じて、機動観測に必要な体制構築に係る実証研究を実施するもので、火山プロジェクトの成果を積極的に活用することとしているほか、その実施手段についても、旅費だけではなく資機材の調達・管理システムを用いて、学術コミュニティ内で分野横断的な観測計画を検討する体制の構築を目指しているなど、火山プロジェクトの緊急観測の課題を解消し、発展させた内容となっている。

以上のことから、火山機動観測実証研究事業において、火山プロジェクトよりも効率的・効果的な緊急観測が実現できると考えられるため、緊急観測実施体制の発展展開として、火山プロジェクトにおける緊急観測は廃止し、火山機動観測実証研究事業の中で火山プロジェクトの成果を活用した緊急観測を実施することとしたい。

本件は、上記の整理に基づき、令和4年度より火山噴火緊急観測部会を廃止し、火山プロジェクトと火山機動観測実証研究事業の連携を推進することについて、総合協議会の承認を求めるものである。

(別添)

- ・「火山噴火緊急観測部会」の設置について（平成29年10月18日）
- ・火山噴火緊急観測実施要領（平成29年10月18日）
- ・次世代火山研究・人材育成総合プロジェクト総合協議会設置要領 改正案
- ・次世代火山研究・人材育成総合プロジェクト総合協議会運営要領 改正案
- ・火山機動観測実証研究事業